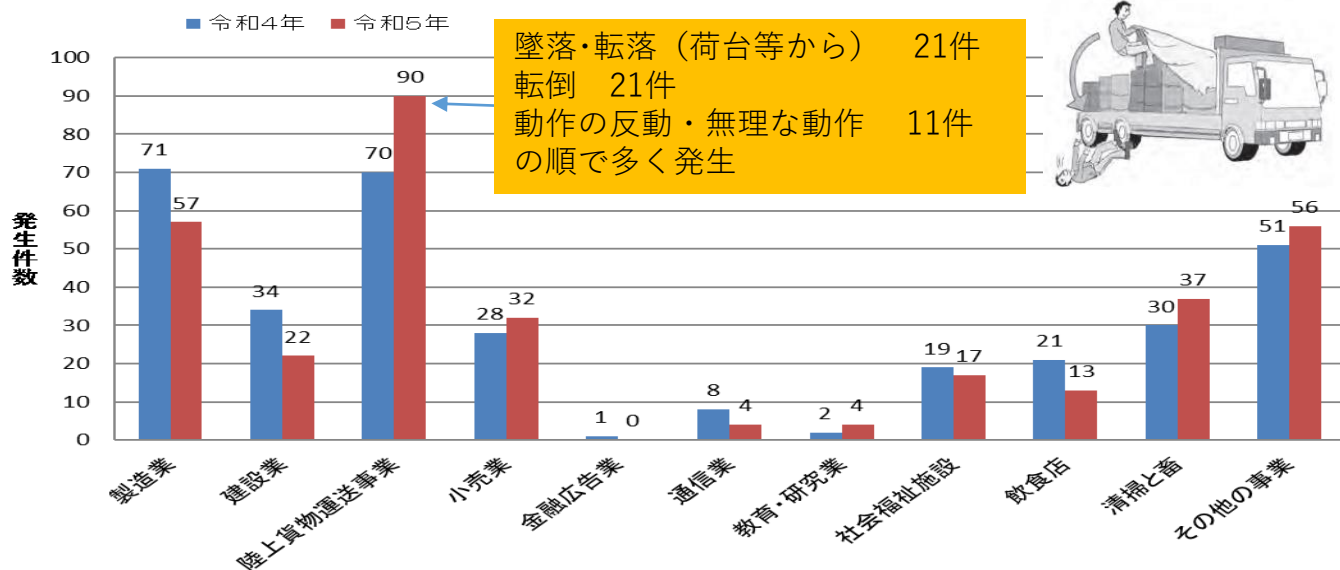


# 陸上貨物運送事業で労働災害が増加しています！

当署管内の令和5年の休業4日以上死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患によるものを除く）は400人と、前年より6人減少していますが、**陸上貨物運送事業（全業種の中で最も多く発生）**においては、**前年より増加**しており、その事故の型別では、**墜落・転落災害（荷台等から）**と転倒災害が同数で最多となっています。

業種別・対前年死傷災害発生状況（コロナ含まない）



〔災害事例（令和5年発生分 抜粋）〕

|   | 事故の型(起因物)       | 被災者       | 傷病名<br>休業見込         | 発生状況                                                                                                                                   |
|---|-----------------|-----------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 墜落、転落<br>(トラック) | 男性<br>30代 | 左肘骨折<br>6週          | トラックからの荷下ろしの際にバランスを崩し、荷物と一緒に荷台から転落し、左肘を地面に強打した。 <u>荷台端付近で背を荷台外側に向けていた。</u>                                                             |
| 2 | 墜落、転落<br>(トラック) | 男性<br>20代 | 左肘不全骨折<br>3月        | トラックの荷台で荷物の整理をした後に荷台から下りる際に足を滑らせ、 <u>どこにもつかまっていなかったため地面まで転落し、左肘を地面に打ち付けた。</u>                                                          |
| 3 | 激突<br>(-)       | 男性<br>30代 | 右膝打撲、<br>以腱断裂<br>3月 | 左前輪の輪留めが未実施の状態で行っていたところ、ハンドブレーキの利きがあまかったため、トラックが前方へ動き出し、停止させようと、乗車していたフォークリフトから慌てて地面に飛び降りたところ、右膝部から地面に着地し右膝を負傷した。                      |
| 4 | 墜落、転落<br>(トラック) | 男性<br>70代 | 左大腿骨骨折<br>3月        | 建設資材の配送先にて、貨物自動車の荷台上の荷（鉄パイプ）を玉掛けした後、被災者が退避するために荷台上の荷（H鋼）の上を急いで移動していたところ、足を滑らせ、H鋼から地面まで墜落した。荷下ろしのための移動式クレーンの運転者は <u>配送先所属の作業</u> 者であった。 |

# ◎注目! トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されました

安衛則が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されています。

## ① 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大

(安衛則第151条の67、安衛則第151条の74 令和5年10月1日施行)

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられました(一部例外あり)。

## ② テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化

(令和6年2月1日施行)

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育 4時間、実技教育 2時間の安全衛生に係る 特別の教育を行うことが必要になりました。

## ③ 運転位置から離れる場合の措置が一部改正

(令和5年10月1日施行)

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されました。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。



陸上貨物運送事業  
労働災害防止  
協会の特設ページ



Q&A



## 陸上貨物運送事業における荷役災害等を防止するための留意事項 ～重大な災害事例に学ぶ災害防止ポイント～

### 【荷役5大災害対策】

陸上貨物運送事業では、荷役災害が多いことから、陸上貨物運送事業における労働災害を防止するためには、事業者、労働者の皆さま自らが、荷役災害防止対策をはじめ、労働災害防止対策に取り組まれることが必要です。

荷役作業等を行う現場でご活用いただくために、実際に発生した重大な災害事例に着目し、現場で作業に従事する労働者の皆さまの視点にたって、陸上貨物運送事業における荷役災害等を防止するための安全対策のポイントをまとめました。

特に死亡災害の約8割を占める荷役5大災害(1.墜落・転落、2.荷崩れ、3.フォークリフト使用時の事故、4.無人暴走、5.後退時の事故)を防止するためのチェックリストを用い各職場の自主的な点検を進めてください。

陸上貨物運送事業における  
荷役災害等を防止するための  
留意事項



「陸上貨物運送事業における  
荷役作業の安全対策ガイドライン」



「荷締め、ラッピング、ラベル貼り等の作業は、**荷や荷台の上で行わず、出来る限り地上から又は地上での作業**とすること」、「荷や荷台の上で作業を行う場合は、**荷台端付近で背を荷台外側に向け**ないようにし、**後ずさりしないこと**」等、**陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン**(詳細は上のサイト)に基づく荷役作業の安全対策の取組をお願いします!

